

日本レスポンシブル・ケア協議会ニュース No.7

RESPONSIBLE CARE



レスポンシブル・ケア

日本レスポンシブル・ケア協議会

〒100 東京都千代田区霞が関 3-2-6 東京倶楽部ビル 4F
TEL. 03-3580-1381 FAX. 03-3580-1383



1996
春季号

協議会ニュース創刊にあたって

日本レスポンシブル・ケア協議会 会長
澤村 治夫

当協議会は企業が安全・健康・環境の取り組みを従来の規制対応型から自主管理型へと大きな方向転換を目指して設立されたものであります。当協議会に参加の企業はレスポンシブル・ケアを実施することによって、化学物質の開発から最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたる対策を自ら計画し、着実に実施することにより安全・健康・環境の維持・改善をしようとするものであります。



動の年となります。

規制対応型から自主管理型への転換には苦難を伴うことは当然であり、その成果も一朝一夕に得られるものではありませんが、確実に、レスポンシブル・ケアを実施することによって実績を上げ、一般社会の皆さんからも理解していただけるような活動を展開していく所存であります。

環境行政上、今、大きな課題として認識されているものの一つは、発癌性等の観点から適正な管理が求められる化学物質対応策を公平かつ効果的に進めるには、国、民間が何をしなければならないかということです。化学業界はレスポンシブル・ケアとして積極的にこの問題に取り組みます。

レスポンシブル・ケアは当協議会に加盟する76社のみが専有するものではありません。76社の活動が一つのモデルとなり、我が国の化学業界ひいては化学品を取り扱う事業者全体にレスポンシブル・ケアの大きなうねりを巻き起こすための先行部隊であると考えております。

協議会会員、非会員を問わず、また(社)日本化学工業協会会員、非会員を問わず、多くの化学関係の事業者においてレスポンシブル・ケアを推進していただき、化学物質の適正な総合安全管理の実を挙げられんことを希望するものであります。

以上「日本レスポンシブル・ケア協議会」代表としての創刊のメッセージとさせていただきます。

レスポンシブル・ケアは1994年に国連環境計画(UNEP)が定めた「化学品の国際取引に関する倫理規範」に合致していると認知されるなど、今や国際的にも安全・健康・環境管理活動の大きな潮流となっています。

また先進諸国で構成する「国際化学工業協会協議会」(ICCA)は昨年10月、「持続可能な発展」(Sustainable Development)に関する世界の化学産業の取り組みについて議論し、その基本方針と行動指針を声明書としてとりまとめましたが、その主軸に据えられているのがレスポンシブル・ケアであります。

当協議会は(社)日本化学工業協会が定めた「環境安全に関する日本化学工業協会基本方針」を率先して実行し、化学業界におけるレスポンシブル・ケアの先駆者たらしめる企業76社によって構成しており、国内で生産され、流通している化学製品の6割以上に関わっている事業者にあたります。

昨年は設立の年でもあり、活動方針の策定や組織体制の整備など専ら基盤整備の年でありましたが、本年からはいよいよ本格的な活

レスポンシブル・ケアに期待する

日本レスポンシブル・ケア協議会 顧問会議 議長
近藤 次郎

日本レスポンシブル・ケア協議会が日本の化学産業の企業約100社によって結成され、その中に顧問会議を置くことになって、その議長に推薦された。

現在、化学物質と言われているものは化学工業用の原材料から農薬・医薬・化粧品・洗剤などに至るまで極めて多い数に上っている。それらの多くは天然にない物質で化学的方法で合成されたものであり、その数は約600万を超えられている。毎週7000にも及ぶ新しい化学物質が合成されている。その中には肥料などのように食糧増産に欠くこ

とのできないものも含まれているが、反面間違っ使用すれば、人の健康や環境に悪影響を及ぼすものもある。つまり、幾つかの化学物質は毒性・発ガン性などの他に催奇形性・変異原性などという危険性を持っている。催奇形性とは妊婦に悪影響を及ぼし奇形が生まれるものがそれである。変異原性とは遺伝子に悪影響を与えて、突然変異的に異常児が生まれることや、あるいは精子や卵に影響を与え不妊になる場合があるもの等がある。

1962年にアメリカ農務省に勤めていたレイチェル・カーソン女史は「沈黙の春」という本を著した。これはDDTなどのような農薬を大量に使用することによって生態系に影響を及ぼし、春になっても鳥が鳴かないという意味である。実際昨年の4月には日本での繁殖に失敗して、トキが日本から消えてしまうという事態になった。この鳥は以前は日本中どこにでも見られたが、乱獲と農薬のために餌になるドジョウ等が少なくなったため、絶滅したと考えられている。このようなことが起こらないようにする必要がある。

「沈黙の春」出版後30年を経て、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで1992年地球サミットが開催された。ここでアジェンダ21が採択されたが、その19章「化学物質の適正管理」の有効な方法として、国連環境計画(UNEP)の倫理規範にレスポンシブル・ケアを位置付けている。また、第30章「産業界の役割」の中に、企業の先進的な活動としてレスポンシブル・ケアが位置付けられている。これは1984年のユニオン・カーバイドによる



インドのボパール工場の惨事もあり、カナダで化学工業界の合意によってできたものであるが、化学物質の製造業者または取扱い業者が自己決定・自己責任の原則に基づき、環境・安全を確保する自主活動であると定義されている。それは環境保護・保安防災・労働安全衛生・化学品安全などの活動の総称である。現在では化学産業界の世界的運動として、国際化学工業協会協議会(ICCA)が結成されている。

具体的にはどのようなことをするかというと、科学的な技術と科学的な方法論を基礎として、リス

クアセスメントや環境・安全の改善を進める。環境・安全について国際的水準を満たすような活動を行い、その維持・改善に努力する。化学物質の総合安全管理について実施状況を把握し、過去より現在、現在より将来に向かって更に改善が進むように、計画性・持続性を持った活動を行うということになっている。

このように化学産業が自主的に活動を行うところに意義がある。これは監督官庁の監視・指導の下に行われる運動ではない。このレスポンシブル・ケアの運動は上に述べたように広い範囲の活動をしているので、通産省・労働省・厚生省・環境庁・運輸省・消防庁といった多くの官庁の所管業務に関連するものである。この運動は倫理基準を自主的に定めるとしているけれども、その運動は国際的に広がってきており、EUその他では化学物質の輸出入や取引あるいは保管等に関して、レスポンシブル・ケアの運動に参加していないような企業の製品を、自主的に取り扱わないように配慮することになっている。環境面については、企業の組織的対応についての水準を確保するものとしてISOでも14001規格に基づく監査が予定されているが、レスポンシブル・ケアがこれを包含したものであるため、この考え方を踏まえて総合性と透明性を一層拡大していくことを期待したい。特に、顧問会議には国際会議の委員の中核となって活躍しておられる方も参加しており、この面からも日本レスポンシブル・ケア協議会の活動に対し指導、助言する等のことが期待されている。

レスポンスブル・ケアの 理念と活動内容

日本レスポンスブル・ケア協議会は発足後ほぼ1年が経過し、この度会員相互の意見交換、対外的広報活動の一助として当協議会ニュースが発刊の運びとなりました。この1年は活動方針の策定や組織体制の整備等、基盤作りに努めてまいりました

が、今後はいよいよ本格的な活動を進めていくこととなります。既にレスポンスブル・ケアの考え方や取り組み姿勢については浸透しつつありますが、編集部では創刊に当たり、その理念及び活動内容について再確認したいと思います。

1 レスポンスブル・ケアとは？

(1) レスポンスブル・ケアの理念

レスポンスブル・ケアは「化学物質を製造し、または取り扱う事業者が、自己決定・自己責任の原則に基づき、化学物質の開発から製造、流通、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって安全、健康、環境を確保することを経営方針において宣誓し、安全、健康、環境の対策を実行し、改善を図っていく自主管理活動」と定義される。従ってこれまでの規制対応型の取り組みとは異なり、あくまでも自主的に行うことを基本理念として、安全、健康、環境の管理活動を進めていくというものである。

(2) 国際的取り組み

レスポンスブル・ケアは1984年にカナダ化学品生産者協会が提唱し、活動を開始したことに端を発する。

1990年には日本及び欧米主要国の化学工業協会を中心とした国際化学工業協会協議会（ICCA）が設立され、レスポンスブル・ケアを積極的に推進していくことで合意し、共通の理念に基づく世界的運動へと発展した。現在では39カ国、約5000社の化学企業が自主的に活動を展開している。

(3) 国際的評価等

1992年にUNCEDで採択された「アジェンダ21：持続可能な開発のための人類の行動計画」においてはレスポンスブル・ケアに大きな期待が寄せられており、また1994年にUNEPが定めた「化学物質の国際取引に関する倫理規範」に関してもレスポンスブル・ケアがその実行に代わり得るものとして位置づけられている。

2 レスポンスブル・ケアの内容

(社)日本化学工業協会が作成した「環境安全に関する日本化学工業協会基本方針」においてレスポンスブル・ケア実施の基本原則は、

- ① 計画的・継続的に改善を実施
- ② 国際的水準を目指す
- ③ 科学的事実と科学的方法論を基礎とする

とされているが、その具体的な活動内容は以下の通りである。

(1) 使用事業者等との関係の強化

①製品安全データシート(MSDS)の作成と提供、普及
MSDSを指針に基づき作成し化学品の取引に際し提供する。またMSDSのデータベースの構築を進める。

②化学製品流通に関わる総合安全管理の徹底

化学製品の流通に係る総合安全の指針とガイドブックの作成を行うとともに、販売先の安全管理能力や用途の把握に努める。更に全化学製品取扱事業者への講習会や学界、官界等を通じて周知徹底を図る。

③輸送時の安全の確保

物流安全管理の指針を策定するとともに、緊急時の対応に関してはイエローカードの理解、活用を推進する。

(2) 事業活動に関わる管理手法の整備

①化学物質排出量実態調査

化学物質環境排出量調査の指針として55物質、来年度約100物質を選定、排出量の算定要領を作成し、国際比較を含めた評価を行う。集計結果は、指標等を明示して公表する。

②廃棄物の適正な管理

廃棄物等の管理指針により減量化、再資源化、適正処理を規定し、毎年実態調査を行う。

(3) 科学的手法の確立

①ハザードアセスメントに関する指針作成

ハザードに関するデータ、情報を収集し、そのデータベースに基づきハザードアセスメントの指針を作成する。

②リスクアセスメント手法の開発とリスクマネジメント
ハザードアセスメントを基に使用、取扱いを考慮してリスク評価を行う。また国際的な手法の理解を深め、産官学の協力によりリスクアセスメント手法を開発する。

③OECD等国際活動への参加

ボランタリーアグリーメント等のリスクリダクション活動に積極的に参画する。

3 日本レスポンスブル・ケア協議会の責務

以上の理念と活動内容に基づき、当協議会に課せられた責務は次のようなものである。

◆会員企業の責務◆

(1) 社長の決意

自主的な活動という基本理念の柱として、企業責任者はレスポンスブル・ケアを実施することを旨とした宣誓書を提出する。

(2) 実行体制の整備

責任と権限を明確化し、規定を策定するとともに、レスポンスブル・ケア監査実施体制、要員を整備する。

(3) 化学物質排出調査

OECDのPRTTR（汚染物質環境排出・移送レジスター）を先行的に実施する。これは毒性等の情報、使用形態等から対象物質を選定し、優先順位の高いものから環境目標達成を目指し、自主的、計画的に排出を削減していくというものである。

(4) プロダクト・スチュワードシップ

MSDSの整備と活用によりユーザー対策を推進し、イエローカードを運送現場に常備することによって事故防止に努める。更に化学製品流通に係る総合安全管理指針に沿った対応の徹底による流通業者に対する指導、リスク評価指針に基づく物質管理の徹底並びに化学物質使用マニュアルに基づくユーザーの指導も求められる。

(5) 廃棄物対策

廃棄物等の管理の指針に沿った体制整備並びに減量化、再資源化、適正処理等を徹底する。

(6) その他地球環境対策

省エネルギー・省資源を推進し、オゾン層破壊物質等の使用削減に努力する。

◆協議会事務局の責務◆

(1) 基準・指針類の作成、普及

既に次の基準類を作成し、普及拡大に努めている。

①基本的な基準・指針

「レスポンスブル・ケアの実施に関する基準」
「レスポンスブル・ケアの実実施計画・実施報告書作成の指針」

②個別事項に関する指針等

「化学物質環境排出量調査の指針」
「物流安全管理指針」
「イエローカード作成要領・モデル」
「廃棄物等の管理の指針」
「レスポンスブル・ケア内部監査導入のための指針」
「化学製品流通に係る総合安全管理の指針」
「化学製品流通に係る総合安全管理のガイドブック」

(2) 各社の計画の集約

トップリーディングによる体制整備等、基準・指針に沿った対応が立案されていること（UNEP倫理規範への適合性等）を確認する。排出量調査と内部監査体制の整備等の重点項目については、ほぼ全社が95年度計画で実施することを確認しているが、今後は実施状況について、逐次監査を行っていく。

(3) 実施状況の監査等

会員各社の計画遂行に資するため、会員同士による情報交換会（会員交流会）を開催する。また内部監査のレビューを行う。

(4) 監査報告書の作成

会員各社の実施状況を客観的に評価し、国内外にアピールするとともに、その内容を翌年度の協議会事業計画に反映せしめる。

(5) リスク管理目標等の設定

「リスク評価指針」を作成し、環境管理目標等を設定の上、「使用マニュアル」の整備及び普及、徹底を行う。

(6) 国際展開

UNEPへの登録と会員企業名の公表を行う。
ICCAにおいては、総会での企業トップの共通目標の確認及び世論対応のバックアップ・リーダーシップ会議等を通じて、相互理解の向上と共通課題への対応の調整を図る。

日本レスポンシブル・ケア協議会

各委員会の活動状況

1. 顧問会議 (議長 近藤次郎先生)

(1) 1995年6月、第1回顧問会議を開催し、顧問の委員の方々にレスポンシブル・ケアについてご理解願いました。

(2) 1996年1月第2回顧問会議を開催し、協議会活動の紹介をいたしました。委員の方々からは協議会会員の拡大、情報開示の必要性等のご意見をいただきました。

2. 企画運営委員会

(委員長 三井東圧化学(株) 池田専務取締役)
/ 幹事会 (主査 同 宇野部長)

(1) 事業計画、予算

1995年7月、第1回企画運営委員会を開催し、事業計画・予算を決定いたしました。

(2) 協議会会員交流会開催

1995年11月、東京・大阪にて企画運営委員会幹事会の主催で協議会会員の交流会を実施したところ、多くの会員のご参加をいただきました。交流会全体会議では協議会活動報告、海外企業のレスポンシブル・ケアの取り組み状況等の講演がありました。その後の分科会で論議された主なテーマは、
①レスポンシブル・ケアとISO 14000の関係は？
②実施報告書の様式は？
③レスポンシブル・ケア監査はどのように行うのか？等でありました。これらの点については、3月13日に予定しているレスポンシブル・ケア実施に関する基準及び指針改訂の説明会で解説いたします。



交流会の様子

会員名簿

76社(50音順) 1996.1.31.現在

旭化成工業株式会社
旭硝子株式会社
旭電化工業株式会社
石原産業株式会社
宇部興産株式会社
エアプロダクツジャパン株式会社
オロナイトジャパン株式会社
花王株式会社
鐘淵化学工業株式会社
関西ペイント株式会社
関東電化工業株式会社
協和発酵工業株式会社
株式会社クラレ
呉羽化学工業株式会社
コニカ株式会社
株式会社コニカケミカル

三光化学株式会社
シェルジャパン株式会社
昭和電工株式会社
信越化学工業株式会社
住友化学工業株式会社
住友精化株式会社
住友ベークライト株式会社
積水化学工業株式会社
積水化成工業株式会社
セントラル硝子株式会社
ダイキン工業株式会社
ダイセル化学工業株式会社
ダイソー株式会社
大日精化工業株式会社
大日本インキ化学工業株式会社
大日本塗料株式会社
タウ・ケミカル日本株式会社
田岡化学工業株式会社
武田薬品工業株式会社
チッソ株式会社

テイカ株式会社
帝人株式会社
デュボン株式会社
電気化学工業株式会社
東亜合成株式会社
東海電化工業株式会社
東ソー株式会社
東燃化学株式会社
東洋インキ製造株式会社
東レ株式会社
株式会社トクヤマ
南海化学工業株式会社
日産化学工業株式会社
日東化学工業株式会社
日本化学工業株式会社
日本化薬株式会社
日本合成化学工業株式会社
日本合成ゴム株式会社
日本シーカ株式会社
株式会社日本触媒

日本ゼオン株式会社
日本石油化学株式会社
日本曹達株式会社
日本チバガイギー株式会社
日本ペイント株式会社
日本油脂株式会社
日本ユニカー株式会社
日立化成工業株式会社
富士写真フイルム株式会社
ヘキストインダストリー株式会社
丸善石油化学株式会社
水澤化学工業株式会社
三井石油化学工業株式会社
三井・デュボンポリケミカル株式会社
三井東圧化学株式会社
三菱化学株式会社
三菱ガス化学株式会社
三菱レイヨン株式会社
ユニオン・カーバイド・日本株式会社
ローム・アンド・ハース・ジャパン株式会社

3. 広報委員会

(委員長 ダイセル化学工業(株) 谷尾部長)

(1) パンフレットの作成 (メディア対応部会：主査 住友化学工業(株) 齊藤部長)

協議会パンフレット日本語版を作成し、既に配布いたしました。1月には英文版も完成いたしました。有効にご活用ください。



協議会パンフレット
(日本語版)

(2) 地域説明会の開催準備 (地域説明会対応部会：主査 三井石油化学工業(株) 岩本部長)

広報委員会/地域説明会対応部会では、地方自治体のレスポンシブル・ケアへの理解を深めるため、コンビナート地区を中心にレスポンシブル・ケアの地域説明会の準備を開始しております。

(3) ロゴマーク管理基準

ロゴマークの管理基準を策定し、(社)日本化学工業協会の規定と整合させる作業を行っております。

(4) 協議会ニュース発行 (協議会ニュース対応部会：主査 花王(株) 清水部長)

1995年2月、協議会ニュース(Responsible Care)創刊号を発行いたしました。

4. 国際委員会

(委員長 三菱化学(株) 松田取締役)

(1) 国連環境計画(UNEP)への登録

レスポンシブル・ケアを実施している企業はUNEPの倫理規範を実行していることと同等とみなされております。協議会事務局は1995年10月5日にUNEPのパリ事務所に協議会会員の名簿を提出いたしました。1995年12月、UNEPの倫理規範担当者より受領確認の通知があり、通産産業省基礎産業局長宛に報告いたしました。

UNEPではインターネットを通じ、倫理規範の登録状況について、本年2月には世界に公表いたします。

(2) 海外レスポンシブル・ケアの紹介

会員交流会での海外企業の活動紹介が好評でしたので、2月29日(東京)、3月1日(大阪)に英国チバガイギー社・米国デュボン社のレスポンシブル・ケアの責任者を招いてセミナーを開催いたします。

●協議会の今後の活動予定

2月29日(東京)	海外企業セミナー
3月1日(大阪)	海外企業セミナー
3月13日(東京)	レスポンシブル・ケアの実施に関する基準、実施計画書・報告書作成の指針改訂説明会
4~5月 (東京・大阪)	第2回会員交流会 (テーマ：報告書作成・内部監査等)
4~5月	協議会総会

日本レスポンシブル・ケア協議会ニュース No.1

RC "RESPONSIBLE CARE"

~1996年・春季号~

1996年2月10日発行
編集兼発行人 山中 正美
発行所 日本レスポンシブル・ケア協議会
〒100 東京都千代田区霞が関3-2-6
TEL 03-3580-1381
編集協力 株式会社 創言社
〒102 東京都千代田区九段北1-4-5
TEL 03-3262-6275